

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付要綱

令和8年2月2日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、湯沢市地場産業等強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、主食用米、加工用米及び酒造好適米等の原材料価格高騰の影響を受けている酒類、麹及び味噌製造業の事業者に対し補助金を交付することにより、当該事業者の安定した経営環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 原材料米 製品の製造に必要となる主食用米、加工用米及び酒造好適米等
- (2) 価格上昇分 原材料米60キログラムあたりの令和7年度の仕入れ平均価格と令和6年度の仕入れ平均価格を比較した際の高騰分
- (3) 仕入れ数量 原材料米60キログラムを単位とした数量

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の酒類製造業、麹製造業及び味噌製造業に該当する事業者とし、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、市内に事業所又は住所若しくは主たる事務所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 申請日時点で事業の休止又は廃止を予定している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者
- (3) 市税に滞納がある者

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、原材料米の仕入れに要する経費のうちの価格上昇分とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 主食用米及び加工用米 価格上昇分（原材料米60キログラムあたり10,000円を上限とする。）に令和7年度の仕入れ数量を乗じた額の4分の1
- (2) 酒造好適米 価格上昇分（原材料米60キログラムあたり14,150円を上限とする。）に令和7年度の仕入れ数量を乗じた額の4分の1

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 仕入れた原材料米の価格及び数量が分かる納品書又は購入伝票等の書類の写し
- (2) 市税の完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する手続は、規則第25条の規定により、規則第14条の手続を省略して行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する手續は、規則第25条の規定により、規則第5条、規則第7条、及び規則第16条の手續を併合し、規則第15条の手續を省略して行うものとする

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、令和9年3月31日までに事業を廃止又は停止した場合は、その旨を市長に報告するとともに、補助金を返還しなければならない。ただし、災害、その他補助対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(関係帳簿の保管)

第10条 交付決定者は、当該補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、証拠書類を補助金の額の確定する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬい。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和7年1月27日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

年　月　日

湯沢市長　様

郵便番号

住　所

事業所名

代表者名

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金の交付を受けたいので、湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 申請額の積算内訳（加工用米）

- 「原材料名」欄には令和7年度に仕入れた原材料米の種類（品種名）をご記入ください。
- 「仕入れ数量 A」欄には令和7年度に仕入れた原材料米の60kgあたりの数量をご記入ください。
- 「価格上昇分 B」欄には令和6年度に仕入れた原材料米の平均価格と令和7年度に仕入れた原材料米の平均価格を比較し、上昇した金額をご記入ください。
- 「選定額 C」欄は価格上昇分が10,000円を超える場合は10,000円と、10,000円を下回る場合は当該金額をご記入ください。

原材料名	仕入れ数量 A (60kgあたり)	価格上昇分 B (60kgあたり)	選定額 C	補助対象経費 D	補助金額 D×1/4
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
合計				円	円

2 申請額の積算内訳（酒造好適米）

- ・「原材料名」欄には令和7年度に仕入れた原材料米の種類（品種名）をご記入ください。
- ・「仕入れ数量 A」欄には令和7年度に仕入れた原材料米の60kgあたりの数量をご記入ください。
- ・「価格上昇分 B」欄には令和6年度に仕入れた原材料米の平均価格と令和7年度に仕入れた原材料米の平均価格を比較し、上昇した金額をご記入ください。
- ・「選定額 C」欄は価格上昇分が14,150円を超える場合は14,150円と、14,150円を下回る場合は当該金額をご記入ください。

原材料名	仕入れ数量 A (60kgあたり)	価格上昇分 B (60kgあたり)	選定額 C	補助対象経費 D	補助金額 $D \times 1/4$
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
	俵	円	円	円	
合計				円	円

補助金額合計

円

添付書類

- (1) 令和6年度及び令和7年度に仕入れた原材料米の平均価格及び数量がわかる書類の写し（納品書・購入伝票等）
- (2) 市税の完納証明書

請求書

令和 年 月 日

湯沢市長 様
(課名 商工課)

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金として、次のとおり請求します。

請求金額 _____

【債権者】

郵便番号		
住所	
事業所名	フリガナ	電話番号
代表者名 (発行責任者)	フリガナ	
担当者名		

【振込先口座】

ゆうちょ銀行以外の金融機関

振込口座	金融機関コード	店舗コード	金融機関名	支店名	預金種別
					1 普通 2 当座 4 賢蓄 9 その他
	口座番号		口座名義 (カタカナ・英字・数字で、通帳見開き記載の名義を記入してください。)		
			1 5 10 15 20 25 30		
			31 35 40 45 50 55 60		

ゆうちょ銀行の場合 (通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)

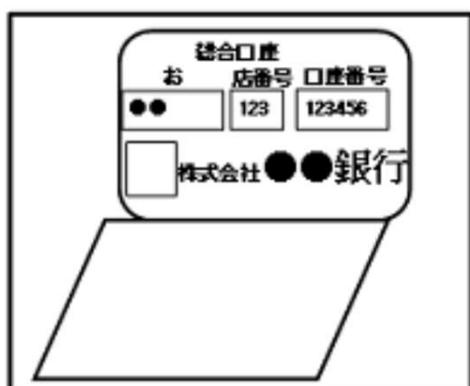
ゆうちょ銀行	記号	
	番号	

←番号が8桁ない場合は右詰で記入

※ 振込口座情報は正確にご記入ください。
※ 口座名義欄の濁点・半濁点・長音は一文字としてご記入ください。

振込口座が確認できる書類のコピーを添付してください。

下記のどちらか1つのコピーを添付してください。
※必ずお名前、金融機関名、支店名（支店コード）預金種別、口座番号、
口座名義（カナ）が確認できる面のコピーを添付してください。



ゆうちょ銀行以外の場合

※表紙ウラのページ



ゆうちょ銀行の場合

※ゆうちょ銀行の場合は表紙ウラの通帳見開き
ページ全面のコピーを添付してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

湯沢市長

湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった湯沢市地場産業等強化対策事業補助金の交付について、審査の結果、次のとおり交付を確定したので、湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1. 交付確定額 円

2. 交付の条件

- (1) 補助金を湯沢市地場産業等強化対策事業補助金交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定兼確定後に事業を廃止又は停止した場合は市長に報告すること。